



## ～ 「秋田県迷惑行為防止条例」 一部改正案の概要 ～

### 【第4条（卑わいな行為の禁止）の規制概要】

第4条は、正当な理由なく、人の羞恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような卑わいな行為を禁止した規定であり、下記3項で構成されています。

- ・ 第1項 「公共の場所・公共の乗物」における痴漢行為、のぞき見、その他の卑わいな言動
- ・ 第2項 「公共の場所・公共の乗物」、「特定かつ多数の人が集まる場所又は利用する乗物」における下着等の撮影行為、撮影しようとして写真機等を人に向ける行為、設置する行為
- ・ 第3項 住居、浴場、更衣場、便所その他通常人が衣服の全部又は一部を着けない状態である場合がある場所（前項各号に掲げる場所を除く。）における、当該状態である人の撮影行為、撮影しようとして写真機等を当該状態である人に向ける行為、設置する行為

#### 1 改正理由

本条例の最終改正となる令和元年12月制定の一部改正においては、スマートフォンやSNS等の急速な普及により、当時の条例では取り締まることができない迷惑行為を新たに規制する必要があるとあり、第4条の「卑わいな行為の禁止」を重点として、「盗撮行為の規制場所の拡充」や「盗撮しようとして写真機等に向ける行為、設置する行為の禁止」などの改正を行っておりますが、公衆に著しく迷惑をかける行為の実態に鑑み、「その他通常人が衣服の全部又は一部を着けない状態である場合がある場所」における盗撮行為の禁止に関し、所要の規定の整理を行う必要があるため。

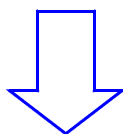
#### 2 改正内容

第4条第3項の括弧書きの削除を内容とする規定の整理

## 新旧対照表（第4条第3項）

### 【現行】

何人も、正当な理由がないのに、住居、浴場、更衣場、便所その他通常人が衣服の全部又は一部を着けない状態である場合がある場所（前項各号に掲げる場所を除く。）において当該状態である人を撮影し、又は撮影しようとして写真機その他の機器を当該状態である人に向け、若しくは設置してはならない。



### 【改正案】

何人も、正当な理由がないのに、住居、浴場、更衣場、便所その他通常人が衣服の全部又は一部を着けない状態である場合がある場所 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_において当該状態である人を撮影し、又は撮影しようとして写真機その他の機器を当該状態である人に向け、若しくは設置してはならない。

## 3 改正により拡充される規制の内容

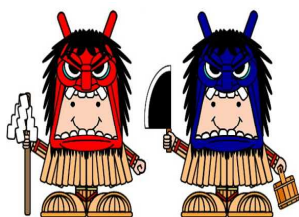
第3項の括弧書き除外規定を削除することにより、多数性のある「その他通常人が衣服の全部又は一部を着けない状態である場合がある場所」において、当該状態である人を撮影し、又は撮影しようとして写真機等を向ける行為、設置する行為が規制対象となります。

具体的には、

多数が利用するテントやキャンピングカー等での着替え中の盗撮などが考えられます。

## 4 施行予定日

令和3年4月1日



～ お問い合わせ先 ～

秋田県秋田市山王四丁目1番5号

秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課

迷惑防止条例改正作業班

電話 018-863-1111(代表) 内線3022・3023

※ 土・日曜日、祝祭日を除く午前8時30分から午後5時15分まで